

## 令和6年度第1回尾張西部構想区域地域医療構想推進委員会 議事概要

- 1 日 時 令和6年7月12日(金) 午後1時58分から午後2時37分まで
- 2 場 所 一宮市保健所 4階 大会議室
- 3 出席者 別添出席者名簿のとおり
- 4 傍聴人 5人
- 5 議 題 具体的対応方針(役割)の決定について
- 6 協議結果 議題は承認されました
- 7 会議の内容

### (1) 開会(清須保健所次長)

令和6年度第1回尾張西部構想区域地域医療構想推進委員会を開催します。

### (2) 委員長の選出について

開催要領第3第4項の規定による委員の互選で、委員長は一宮市医師会の櫻井様が選出されました。

### (3) 委員の出欠席について

構成委員数は16名で、出席委員数は15名、欠席委員数は1名で、委員の過半数が出席しています。

### (4) 会議の公開・非公開について

当委員会、開催要領第6第1項によりまして、全て公開で行います。

### (5) 議事

#### ア 具体的対応方針(役割)の決定について「資料1」

(説明者:清須保健所 岡部課長補佐)

- ・厚生労働省通知に基づき、地域医療構想の達成に向けて、議論を進めているところです。
- ・2025年において担う役割の方針と2025年に持つべき病床数の方針について協議いただき、この結果を国に報告します。
- ・各病院と各有床診療所の具体的対応方針として、県地域保健医療計画別表、病床機能報告とプランに基づき作成しています。
- ・病床数は、暫定値として記載しています。

#### イ 愛知県外来医療計画の改正について「資料2、資料3、資料4、資料5、参考資料1」

(説明者:清須保健所 岡部課長補佐)

- ・令和6年3月18日に開催しました県医療審議会承認され、同日、知事に答申、同月29日に愛知県地域保健医療計画の一部として公示されました。
- ・愛知県外来医療計画の運用手引きの改正内容は、3点ありまして、1点目に外来医

療機能の項目として、予防接種を追加しました。2点目に医療機器稼働状況報告書の様式を追加しました。3点目が運用の実態に合わせて条文の修正等を行いました。また、資料4に新旧対照表、資料5に改正後の全文、参考資料1は愛知県地域保健医療計画から愛知県外来医療計画の該当部分を抜粋しています。

ウ・本年度以降の地域医療構想推進委員会の進め方について「資料6」

(説明者：清須保健所 岡部課長補佐)

・地域医療構想の推進体制につきましては、医療法第30条の14により、関係者との連携を図りつつ、将来の必要病床数を達成するための方策や必要な協議を行うことを目的に、各構想区域に地域医療構想推進委員会を設置しています。また、各構想区域の議論が円滑に進むように支援するため、県単位の地域医療構想推進委員会を設置しています。

・各構想区域の地域医療構想推進委員会では、医療機関間の連携や機能分化、役割等の地域医療構想を達成するための現状認識や改善案に関する意見交換に時間が割かれていないため、具体的な意見交換を行うことで、地域医療構想の推進や地域医療の充実を目指していきたい。

・令和6年度は、高齢者救急医療をテーマにして、年1回実施としたい。なお、令和7年度以降は年2回の実施としていきたい。

・意見交換に必要なデータの資料や意見まとめの資料については、県単位の地域医療構想推進委員会の事務局から提供される予定ですが、現時点では、まだ送付されていません。

・今後のスケジュールは、令和6年9月から10月頃に地域医療構想の進め方に関する研修会において、資料等が配布される予定です。10月から12月頃に病院団体協議会において、構想区域の意見交換及び意見のまとめ資料の作成が予定されています。来年2月頃には、各構想区域の地域医療構想推進委員会において、意見のまとめ資料の報告がされ、3月頃に、県単位の地域医療構想推進委員会において、意見のまとめ資料の発表と構想区域間の意見交換が行われる予定になっています。

エ 新型コロナウイルス感染症に係る病床設置の医療法上の特例とする病床の取扱い終了について「資料7」

(説明者：清須保健所 岡部課長補佐)

・令和6年3月5日付けで、厚生労働省とこども家庭庁から新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の医療提供体制及び公費支援等についての事務連絡が発出されました。

・新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが5類感染症に変更され、医療提供体制は、入院措置を原則とした行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から幅広い医療機関による通常対応に移行していくことになりました。

・入院医療体制の基本的考え方として、本年4月以降は、病床確保料を廃止し、確

保病床によらない形で入院患者を受け入れる通常の医療提供体制へ移行しています。そのため、医療法上の特例による病床の取扱いが終了となっています。

・尾張西部医療圏内では、一宮西病院といまいせ心療センターが対象となっていました。

オ 病床整備計画のスケジュール（案）について「資料 8、参考資料 2、参考」

（説明者：清須保健所 岡部課長補佐）

・愛知県地域保健医療計画が改定されまして、名古屋・尾張中部医療圏と東三河地域を除く地域においては、療養病床及び一般病床において、非過剰地域になり、尾張西部医療圏におきましても令和 6 年度から令和 11 年度までの新基準病床数は 622 床が増床されています。

・令和 6 年度病床整備計画スケジュール（案）は、案となっていますので、今後、変更の可能性があるとして、愛知県保健医療局医療計画課から示されました。現在は、このスケジュール案に沿って進めているところです。

・病床整備に関する意向調査は、6 月 10 日から 7 月 9 日と既に終わっていますが、意向調査終了後であっても、整備可能病床数の範囲内であれば受け付けるとしています。

・病床整備計画の受付期間は、11 月中となっています。それまでに地区医師会と病院団体協議会との協議を随時実施していくこととしています。

・保健所においては、病床整備の事前相談を 4 月から病床整備計画受付期間の 11 月まで受け付けています。

カ 質疑

（一宮市医師会長 櫻井義也委員「委員長」）

・病床整備計画スケジュール（案）について、変更があるかもしれないとの説明でしたが、どの辺が変更されそうなのでしょうか。

（清須保健所 栗木所長）

・スケジュールの決定は、8 月 30 日に開催予定の県医療審議会医療体制部会において、正式に決まります。そのため、今お示ししているのは、その案という位置づけになります。出席委員からの意見がなければ、このとおりになるとのイメージをお願いします。

（一宮市医師会長 櫻井義也委員「委員長」）

・令和 6 年度から令和 11 年度までは、このスケジュールで毎年度、同じことを繰り返すことになるのですか。

（清須保健所 栗木所長）

・これまでは年 2 回の受付期間がありましたが、今回は数字の確定が遅れたことに

より、11月の年1回だけと聞いています。この形により今後も続けるかははっきりしていないですが、おそらく今後は、また年2回に戻るものと思われます。

(一宮市医師会長 櫻井義也委員「委員長」)

・毎年病床整備計画の受け付けをして、審議をすることを繰り返すわけですね。

(清須保健所 栗木所長)

・そのとおりです。保健医療計画については、中間見直しもありますので、病床の数については、変わっていくものと思われます。

キ 医療機器の共同利用について「資料9、資料10、資料11、資料12、資料13、参考資料1」

(説明者：清須保健所 岡部課長補佐)

・外来医療計画では、医療機器をより効率的に活用していくため、医療機器の設置状況、稼働状況、保有状況等に関する情報、共同利用の方針、共同利用計画の記載事項とチェックのためのプロセスを策定して、医療機器等の共同利用の方針や具体的な共同利用計画について、協議を行うこととしています。

・医療機器の共同利用については、対象医療機器を設置する全ての病院及び診療所が対象となり、対象となる医療機器は、ガイドラインに基づきまして、CT、MRI、PET、リニアック及びガンナイフの放射線治療、マンモグラフィーです。

・一宮市立市民病院から2件、総合大雄会病院から2件、医療法人豊潤会松浦眼科医院の合計5件から対象医療機器であるCTを設置し、共同利用計画を策定した旨、所管保健所へ提出がありました。なお、医療法人豊潤会松浦眼科医院につきましては、共同利用計画提出後に、たなけん脊椎・眼科クリニックに名称変更しています。

ク その他

(説明者：一宮市保健所 榎戸専任課長)

・資料はございませんが、令和5年度第1回の尾張西部構想区域地域医療構想推進委員会において、必要性があると承認されました一宮医療療育センターの8床増床する計画についての経過報告をさせていただきます。

・既に8床の内、4床分の使用許可は報告させていただいているところですが、残りの4床につきましても、令和6年4月1日付けにて一宮市保健所から使用許可をいたしました。

(6) 閉会 (清須保健所次長)

令和6年度第1回尾張西部構想区域地域医療構想推進委員会は、これをもちまして、閉会といたします。